

Glocal Tenri



7

月刊 グローカル天理 Monthly Bulletin Vol.20 No.7 July 2019

天理大学 おやさと研究所 Oyasato Institute for the Study of Religion, Tenri University

CONTENTS

- ・ 巻頭言
世界へ対し面目やで
／高見宇造..... 1
- ・ 日系移民の歴史にみる天理教の北米伝道の様相 (31)
ニューヨークの日系人と天理教伝道②
／尾上貴行..... 2
- ・ 「おさしづ」語句の探求 (35)
「おさしづ」第4巻における本部事情と「道」
／澤井治郎..... 3
- ・ 日本語教育と海外伝道 (12)
侵略的日本語教育と国際交流のための日本語②
／大内泰夫..... 4
- ・ キルケゴールで読み解く 21 世紀 (10)
幸せは現在に生きること—キルケゴールの幸福論
／金子 昭..... 5
- ・ ライシテと天理教のフランス布教 (18)
ライシテと医療③
／藤原理人..... 6
- ・ 遺跡からのメッセージ (47)
弥生時代を再考する① 弥生式土器発見ゆかりの地
／桑原久男..... 7
- ・ 2019 年度公開教学講座要旨：『逸話篇』に学ぶ (5)
第2講：70「麦かち」
／金子 昭..... 8
- ・ 思案・試案・私案
「碑」の字表記問題再考 (1)
／八木 三郎..... 9
- ・ 図書紹介 (113)
『ヤスパース 暗黙の倫理学—実存倫理—から〈理性倫理〉へ—』
／金子 昭..... 10
- ・ 図書紹介 (114)
『すべては救済のために』
／森 洋明..... 11
- ・ おやさと研究所ニュース..... 12
第320回研究報告会(澤井治郎)／「出前教学講座」申し込み受付／2019年度公開教学講座の案内／『グローカル天理』年間購読のご案内

巻頭言

世界へ対し面目やで

おやさと研究所長 高見宇造 Uzo Takami

(公財)世界人権問題研究センターの機関誌『GLOBE』本年4月号が届いた。同センターは平安遷都1200年を記念し、1994年12月に文部科学省の認可を受け設立。以来、アジアにおける人権問題研究の貴重な研究機関として、内外から高く評価されているが、現在の理事長は同志社前総長の長谷川実氏である。刑法の泰斗であるが、私が在学中には随分と御世話になった。巻頭言では「新しい人権課題への対応」として精神障害者の問題を書いておられるので、感慨深く読ませていただいた。

氏はそのなかで精神病患者監護法について次のように触れている。「座敷牢による監禁を制度化した法律が明治33年の精神病患者監護法です。家族が医師の診断書を添えて『監置許可願』を提出すれば、監護義務者を定めてその者の権限で『私宅監置』を認めるという制度ができて、座敷牢が公認されたのです。」

ところでこの私宅監置が精神障害者の人権侵害と深く関わることになる。その後、明治34年に我が国の精神医学の先駆者となる呉秀三が東京帝国大学教授に就任し「精神病患者慈善救済会」を設立、精神保健運動が展開される。さらに東京府巣鴨病院長に就任し、精神病患者の無拘束治療の提唱を行うなど精神障害者の人権擁護に向けた啓発活動を積極的に推し進めた。

また呉は精神障害者の生活処遇実態を調査するため、明治43年から大正5年までの6年間にわたって、1府14県の私宅監置の実態を調べ、その結果報告を論文「精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的観察」として発表している。扱った私宅監置実数は364件であるが、一例を挙げれば「甚不良ナルモノ」として次のように記している。

「監置室ハ小屋ノ後方、軒下ニ増設セシモノニテ常ニ全ク之ヲ鎖錮シ、四五年前、晝替ヘヲ為セル時、唯一回開扉セシコトアルノミナリ。家人ノ待遇、室内掃除ハ全ク等

閑ニ附セラレ、其他寝具・被服ハ其弊汚ニ委シテ省ラズ」としている。呉はこの報告のなかで次のように名言を述べている。「我邦十何万ノ精神病患者ハ実ニ此病ヲ受ケタルノ不幸ノ他ニ、此邦ニ生マレタル不幸ヲ重ヌルモノト云フベシ。精神病患者ノ救済・保護ハ実ニ人道問題ニシテ、我邦目下ノ急務ト謂ワザルベカラズ。」我が国の精神保健の歴史はこうした暗黒を抱えている。

ところで天理教の原典の一つである「おさしづ」には、心を病んだ人の家族が伺ったと思われるものがある。それは明治25年5月20日のおさしづであるが、次のように言われている。ちょうど精神病患者監護法が制定される8年前である。

「さあ〜一人の心々、今の処いかなる事、どういふ事、よう聞き分け。世界へ対し面目やで。これは間違うのや。……」

短い一節ではあるが、ここでは、「世界へ対し面目やで。これは間違うのや。」つまり精神を病んだ者が家族のなかにはいると、世の中に対して面目無いと思うかも知れないが、それは間違っていると言われる。これは私にとっては本当に大きな発見であった。それを明治25年に教えられている。ただ驚くばかりである。

しかしこの後、医療制度の貧困から多くの私宅監置が許されることになり、精神を病むとその存在は「隠すべきもの」として扱われることになる。これはとても不幸なことであった。私たちが身近な人が精神疾患に罹るとなぜ普通の病者のように接することが出来ないのか。それは昔、私宅監置として隠してきたという過去の遠い記憶がそうさせるのではないかと私は考えてみる。「おさしづ」は「世界へ対し面目やで。これは間違うのや。」と言われる。隠すことなく心を病む人々とともに生きることを教えられるが、この「おさしづ」を私たちの人権意識のなかにはしっかりと据え、人権啓発活動の指針にしなければと考えさせられた。

ニューヨークの日系人と天理教伝道 ②

おやさと研究所講師
尾上 貴行 Takayuki Onoue

ニューヨーク伝道開始

ニューヨークにおける天理教伝道は、1933年にシカゴで開催された世界宗教大会へ出席するため訪米した中山正善2代真柱が、8月4日から17日まで同地に滞在したことが嚆矢とされる。その様子は『タイム』誌8月28日号に掲載されている。2代真柱は、戦後の1951年にも渡米しニューヨークを訪れている。1965年に移民法が改正され日米関係が改善される中、日系企業の進出が促進され、新たに渡米し在住する日本人も増加していった。その中には天理教の教信者も含まれており、天理教の布教活動が本格的に行われる土壌が整っていった。

1962年2月、アメリカ伝道庁の3代庁長をつとめた吉田進が、「世界の人種の入り混じったニューヨークでの布教はそのまま世界の国々への布教に通ずる」（奥井2009年、1頁）との思いから、ニューヨークでの布教活動を開始した。当時、ニューヨーク周辺に散在していた天理教関係者が、互いに連絡を取り合うようになり、毎月吉田宅に集まり、月次祭をつとめるようになった。その主なメンバーは、日本からの駐在者や留学生たちであった。さらにロサンゼルスに教会を設立した森下敬吾も同年9月から、ニューヨークに単身でわたり布教活動を約1年間行った。1968年にニューヨークを訪れた当時アメリカ伝道庁の書記であった寺田好和は、ニューヨークセンターの『設立20周年記念誌』で当時の様子を次のように述べている。

私が初めてニューヨークへ来させて頂いたのは、アメリカ伝道庁の書記も務め、アメリカ青年会の委員長も務めておりました時、確か1968年だったと思いますが、あらかじょうりょう号による東部巡回で、ニューヨークに来させて頂いた時でした。その当時のニューヨークには吉田先生がアパートを根城に、ニューヨークにおられるお道の人達の集いをおつとめ頂いておりました。……自らはニューヨークの旅行者で働きながらアパートを借りて、ご夫婦でアメリカの将来の道を、又アメリカを土台にした世界へのお道の広がりを楽しみしながら苦労の中をこつと務めておられました。(5頁)

1971年、吉田進がハワイ伝道庁の3代庁長に任命され、ニューヨークを去った後は、在住する信者宅を持ち回りで会場として、継続して月次祭が行われていた。

中山善衛3代真柱のニューヨーク訪問

ニューヨークに本部の拠点「Tenrikyo Mission, New York Center」が設立される契機となったのは、1971年の中山善衛3代真柱の来訪であった。3代真柱は、ブラジル伝道庁へ巡教の途次、ニューヨークに立ち寄った。ちょうど誕生日であった7月7日に、在住の永住者家族、日本からの駐在者家族、留学生など30名を越す人々が、マンハッタンにある日本クラブに集まって歓迎会を開催した。

この真柱来訪を契機として、ニューヨークに天理教関係者が集う場所を設置する機運が高まり、1976年のアメリカ伝道庁設立40周年に向けての活動の一つとして、東部拠点としてニューヨークセンターを設置することが、1971年に同伝道庁で決定された。アメリカ青年会では、設置運動を青年会活動の一つとして、資金のカンパを開始した。この募金で集まった2,000ドルは後に伝

道庁に移管され、伝道庁では「1ドル募金」として管内の教会や布教所などに呼びかけ、拠点設置の募金が継続された。翌72年3月に、植田英次アメリカ伝道庁6代庁長はニューヨークを訪れ、拠点設置について在住の天理教関係者と話し合いの場を持ち、第一歩として、ニューヨーク市のクインズ区にアパートを借りて、集いの場所とすることを決定した。以後、伝道庁から随時教師が派遣され、拠点設置準備に向けた活動が継続された。

天理教ニューヨークセンター開設

1971年の拠点設置決定以後、拠点の場所に適切な土地建物探しは継続して行われていたが、なかなか条件に見合うものが見つからなかった。また当時、ニューヨークはもとより他の東部地区に在住する天理教教信者の数は少なく、多くは日本からの派遣駐在者や留学生などの一時滞在者であった。そのため、拠点を設置してもどれだけの人が集うのか、どれほどの活動が行えるのかなど、アメリカ伝道庁関係者やニューヨーク在住者にとっても、「センターという重荷を背負い込む事は、不安な賭けであった」（漁野1993年、13頁）。その一方で、東部地域にも天理教関係者が集い、信仰を深める場所が必要であるとの考えも示されていた。その様子は、当時伝道庁巡回の一員としてニューヨークを訪れたジョージ・ブレシュの「ニューヨーク布教一考察」にうかがえる。

ニューヨークの天理教グループは、特異な性格を持っていません。少人数（7・8家族）から成り、同年代（20代半ばから30代半ば）で、大体が仕事場での地位の確立と家族を構成する最中にあるので、特にニューヨーク市のような所では大変忙しい状態です。ほとんどが商業界、学校また仕事の関係で引き寄せられた方々のようです。ほぼ全員の方がおさづけの理をいただいておられますが、ニューヨークへ来られた目的は布教ではありません。私としては、このグループに対し関心を持たざるを得ません。若く、そして大きな可能性を持っています。しっかりしたスタッフを持つセンターを中心として、だんだんと活発なニューヨーク地方の天理教グループの背骨となり得ると信じます。東部海岸にも、人々が問題を抱いて帰れるところ、疑問を持って行くところ、信仰の熱に点火し、又補給する伝道庁のような場所が必要であることを痛感致します。(ブレシュ1976年、10頁)。

こうして紆余曲折の後、1976年秋に適当な家屋が見つかり、翌77年1月、長年の念願であった東部地区を管轄する天理教拠点「Tenrikyo Mission, New York Center」が、アメリカ伝道庁の出張所としてニューヨーク市クインズ区フラッシングに設置された。初代所長には、上原真雄が任命され、所員としてアメリカ伝道庁の「アメリカ布教の家」を修了した漁野徳明、続いて奥井俊彦が派遣された。

[参考文献]

奥井俊彦「二代真柱様一人から始まったニューヨークの道」『天理教海外部報』528号、2009年2月26日、1頁。

『設立20周年記念誌』天理教ミッションニューヨークセンター、1997年。ジョージ・ブレシュ「ニューヨーク布教一考察」『一れつ』1976年11月号、9～10頁。

漁野徳明「拠点紹介シリーズ(10) ニューヨークセンター」『天理教海外布教伝道部報』339号、1993年5月26日、13頁。

「おさしづ」第4巻における本部事情と「道」

『おさしづ改修版』第4巻(明治29～32年)の本部事情に関する「おさしづ」における「道」の用例を整理する。第4巻には本部事情の「おさしづ」が91件ある。そのうち、「道」が用いられるのは43件、3回以上「道」が繰り返し用いられるのは23件である。第4巻の本部事情の「おさしづ」のうち、4割近くを本部の土地、建物に関する伺いや願いが占めている。たとえば、明治29年5月31日「城作治郎屋敷地所買い入れの願」といったものである。こうした願いに対しては、基本的に「道」という言葉は用いられず、「委せ置こう」などと具体的に指示がある。この巻で「道」という言葉が多く用いられるのは、おもに、内務省訓令を受けて、婦人会結成に向けて、一派独立に向けて、という三つの事柄に関連した「おさしづ」においてである。以下、その三つに分けて用例を確認する。

内務省訓令を受けて

明治29年4月6日、内務省訓令第12号が発令され、当局からの取り締まりが厳しくなった。それに対する心構えについて次のように論されている。

反対する者も可愛我が子、念ずる者は尚の事。なれど、念ずる者でも、用いねば反対同様のもの。……世界の反対は言うまでやない。道の中の反対、道の中の反対は、肥えをする処を流して了うようなもの。(き29・4・21 内務省訓令発布相成りしに付、心得まで伺)

「反対する者も可愛我が子」として、当局や世間からの反対には寛容な態度を示される一方、教内にあっても教えどおりに通らないのであれば「道の中の反対」になると言われ、どんななかも、「はい」と答えてひたむきに歩みを進めるよう励まされている。

その際、教内の人々が心をつなぎ合うことを強調される。

さあへ万事皆方法の変わった事で、当惑して居るやろ。暗い道になりたと思う。……並んで居る顔、実々兄弟治めるなら、明るい道は今にある程にへ。(き29・5・20 五月十八日会議案の点に付願/第四、天理王命の御名、天理大神と称する事願)

このように、教えに付きしたがう者同士が真に兄弟としての心を治めるなら、すぐに「明るい道」になると説かれる。

婦人会の創立に向けて

天理教婦人会の創立は明治43年であるが、それに先立って明治31年3月に婦人会を始めかけるようにとの「おさしづ」があった。その一連の「おさしづ」では「この道、男だけで、女は世界へ出さんのか。」(き31・3・30 前日おさしづの婦人会内の事情に付一同話しの上願)など、男と女に隔てはないと繰り返し説かれる。

これから話、男女の隔て無い。よう始めた道聞き分け。この道始めたは男か女か。これから悟ればどんな事も分かる。(き31・3・26 前日増野いとのおさしづより、婦人会の事に付おさしづありしにより、以後の筋道心得事情申し立て願)

男と女の隔てはないということは、「この道」が教祖から始まったことを考えれば分かると論される。さらに婦人会として始めかけるといことについても、この道の始まりとの関連で説かれる。

この道掛かり、よう思うてみよ。一日二日、又三日という。一度で出けたものであるまい。年限で出けたもの、これか

ら一つ組んだら一つあたゑ、二つ組んだら二つあたゑ、この理聞き分け。(き31・3・28 前日おさしづにより教長へ伺伺い申し上げ、その趣きは婦人会の処何か区域を立て、何とか名前付けますものやという願)

このように、「この道」が一時になったのではなく、年限かけて神が連れて通ってきたことを説かれ、人間心で一時にどうしようというのではなく、長い目で見て、親神にもたれて一つ二つと始めるように促されている。このように、ここでは、新たに婦人会を始めるに当たり、「この道」のはじまりに照らして思案するように論されている。

一派独立に向けて

明治32年には、一派独立に向けた請願運動が本格的に始まる。それについての心構えについて次のように説かれている。

綺麗な道は急いてはいかん。急いては綺麗とは言えん。成って来るが綺麗なもの。この順序聞き分けてくれ。(き31・8・3 天理教別派独立運び方の願)

人間の心これだけこうしたならと取り運ぶ理じゃない。頼んでする道じゃない。何処へどうするのやない。皆一つの理余儀無く道を通してあるのやへ。先一本立ち、真の心が一本立ち、皆々一つ心を持ってくれにやならん。(き32・6・25 清水与之助本局へ交渉の結果一先ず清水帰本の上、本局へ掛け合い事情の願)

このように運び方について、「綺麗な道は急いてはいかん」「頼んでする道じゃない」と言われる。そうした人間思案の運動によるのではなく、「一本立ち」(一派独立)するには、皆の心が一本になることが重要なのだと論される。そして、この問題の脈絡では次のように「この道」の始まり、成り立ちということが何度も説かれている。

元という初まりというは印も無く、あれは何じゃ気の間違いかいなあ、と、いうような中から成り立った道。/元々西も東も北南も、何にも分からん中から出けた、なかへの道やで。(き32・6・6 独立願に付教長御心得のため御願なされし処、……本部員教会長一同打ち揃い出席の上御願/一両手を打ちし後へ続いて)

この道という、元々難しいてへならん道から成り立ったのや。その中を道に一つの心を寄せて、順序運び来た。(き32・6・14 天理教独立の件に付、……上京御許し願/東京にて家屋一箇所借り入れの願)

この道古き者は聞いて居るやろ。願うてどうするのやない。なれど、年限から天然の道の理によりて成り立った道と論してある。(き32・7・23 天理教独立願書に添付する教会起源及び沿革、教祖履歴、教義の大要に付御願)

こうして、独立の運動はそれほど簡単にはいかないことを見越して、「この道」が難しいなか成り立ってきたことを思つて事に当たるように論されている。

このように第4巻の本部事情では、「この道」のはじまり、成り立ちが繰り返し説かれている。それによって、「この道」がこれまで続いてきた元を心に治め、皆が心をつなぎ合つて、新たな歩みを進めるように論されている。

侵略的日本語教育と国際交流のための日本語 ②

日韓併合後の国語教育

関正昭(『日本語教育史研究序説』150頁)によると、日韓併合後に朝鮮総督府ができ、「国語」としての教育が始まったが、教授法も対訳法から直接法に変わったようだ。教科書も皇民化のために内容も皇室・神道関連の題材も多く取り上げられた。台湾でグアン式教授法(直接法)を導入し成果を取めた山口喜一郎が1910年に朝鮮に渡り、教授法の面で指導的な役割を果たし、国語教育者の芦田恵之助が教科書を編纂した。その編纂の経緯の中で、芦田は、「朝鮮学童の国語を学習するのに便利なものでなければなりません。しかし、その内容が民族意識を高めて、その幸福を将来するものでなければならぬと思いました。(中略)私が朝鮮読本に何をねらったかを明らかにしておきます。率直に言えば、この読本によって、平和を翹望する民族たらしめたいと考えたのです。」と述べている。平和を待ち望む民族になることを望み、教科書の編纂に携わっていたのに、植民地政策が進んでいったことは皮肉なことであると思う。現代でも日本語教育に携わる者は、芦田と同じ思いを持っているのではないだろうか。

筆者は1983年にソウルの光化門前で写真を撮ったが、後ろに写っているのが旧朝鮮総督府の建物である。朝鮮王宮の敷地



旧朝鮮総督府前で(左側筆者)

の中に建てられたものであるが、韓国では歴史的な屈辱の象徴とも言われている建物である。国立中央博物館として利用されていたが、1995年

に取り壊されている。韓国の世論でも残しておくべきだ、取り壊すべきだと様々な意見があったように記憶しているが、現地の人々には複雑な思いがあったと思う。この写真を見るたびにいろいろ考えさせられる。

日本語教育と歴史観

言葉が大切なことは自明のことだが、世界の歴史を振り返ってみると、侵略と征服の歴史ではないのかとも思えてくる。西欧の国々は近代文明を利用し、どんどん海外へ進出しアジアの国へも来ていた。そして言葉も自国語に変えていこうとした。植民地主義の中で言葉に関する政策も行なってきたわけだが、自文化の言葉がより優れているとか、植民地化する上で必要だとか、さまざまな理由で言語政策が行なわれ、思考の元である言語を自分たちの言語に置き換えてきたことは誰もが知るところである。そのことを、進んだ文明を伝え、援助しているのだとみるのか、自国の利益のための侵略だとみるのか、歴史は様々な見方があるようにも感じる。個々の事例を取り上げて、それぞれ主張を正当化することも多いように感じる。植民地主義が進むとピジン(現地語と混合した言語)、クレオール(ピジンが現地で母語となったもの)などの問題も生れてくる。親子ならまだしも、祖父母とはもはや話が通じないという例も世界にはある。日本はアジアの国々が西欧の国に植民地化され、搾取されていくのを防止し、これらの国々を助けたという見方もあれば、皇民化

のためにアジアの国々に日本語が強制されたという見方もあるだろう。最近では自虐史観を見直そうという動きもあるようだが、偏り過ぎていけないのではないだろうか。

歴史観の構築

具体的な例として伊藤博文と安重根の話を取り上げることにする。簡単に言えば「暗殺者」か「国を救おうとした義士」なのかという例だが、二者択一で「正か悪か」というような単純な話ではないように感じている。研究が進むにつれて、旅順監獄看守として安重根の監視担当であった千葉十七のことなど、きわめて人間的な話も出て来る。安重根の唱える「東洋平和論」は、日本の欧米列強のアジア進出に対する「大東亜共栄圏」構想に通ずるものがある。彼自身は熱心なカトリック信者であり、東洋の平和を祈り、韓国の独立を願っていた人物である。決して日本を敵視していたわけではない。初代の韓国統監を務めた伊藤博文もまた、韓国を保護国とするのは韓国の国力がつくまでで、併合という考えには否定的だったとも言われている。研究が進んで新しい事実が明らかになると歴史観は変わってくるものであり、筆者は韓国に関することを調べてきて経験的にそう感じている。物事が客観的に見られるようになるには時間がかかるものなのかもしれない。それゆえ「正しい歴史」というのは存在せず、ただ「歴史的事実」があるだけに過ぎないのかもしれない。

日本語教師の歴史観

一般的に日本語教師は日本語教育史についても学ぶわけだが、アジアや南洋諸島での日本の統治の中で行われた日本語教育が負の歴史のように捉えられ、自虐的な歴史観を持たされるような印象もあることは否めない。筆者は、歴史というのは事実が一つでも、立場や考え方によって見方も変わり、伝わり方も変わってくるものだと思っている。どこの国でも歴史の教科書は執筆人や国家の歴史観が関係し、その下で記述されているように思う。だからこそ、一つひとつの事例について学んだあとに、さらに深く研究していく必要がある。そして、研究して出てきた事例から新たな歴史観を構築していき、平和へとつながる教育を実践していくことが大切ではないだろうか。

天理教が海外に展開している日本語教育の根底には、間違いなく教祖中山みきの教えがもとになっていると言える。原典の一つである「おふでさき」に次の歌がある。

このよふを初た神の事ならば
せかい一れつみなわがかなり (四 62)

せかいぢういちれつわみなぎよたいや
たにんとゆうわさらにないぞや (一三 43)

たとえ国や民族が異なっても、世界中の人間は皆、神の子であり「いちれつ兄弟」である。互いに立て合い、助け合って、「陽気ぐらし」をすることが、親神おぼしめしの思召であり、天理教の目指すところである。本誌2019年第2号(通巻230号)で人材育成について述べたが、海外へ派遣する人材は自前で育成していかなければならないという理由がここにある。教えを心に修め、歴史をしっかりと見据え、その上で「陽気ぐらし」をどのように実現に導いていけるのかを自分で考えられる人材でなければ、天理教の日本語教師は務まらないからである。

音楽と音楽的文体

バッハのオルガン曲には、天上から鳴り渡るような荘厳な響きがある。バッハが生涯を通じて心に描き、音楽を通じて表現しようとしたのは、神による救いと神への賛美だった。彼が死の床にあった時、「(天国に行けば) これまで夢にのみ描いていた音楽を聴ける」と妻に語っていたという。この世に別れを告げても、天国の音楽を聴くことができる。バッハはこれを最後の楽しみにしていたのだ。彼は果たして天国でどんな音楽を聴くことができたのだろうか。

一方、キルケゴールは音楽を人間の感性的・エロスの生き方と等置した。彼はこの生き方を、「直接的、エロスのな諸段階、あるいは音楽的＝エロスのなもの」(『あれか、これか』第1部)の中で、モーツァルトの歌劇に即して論じている。しかし彼は、バッハをはじめとするキリスト教音楽については何も語っていない。音楽は感性に訴えるところが最も大きな芸術であるが、感性を通じて精神(霊)に訴えるがゆえに宗教音楽が成立するものなのに。キルケゴールは音楽についてはかなり片寄った見方を持っていたようだ。彼に言わせれば、これはあくまで偽名著者の一人ヴィクトル・エレミタが編集したAなる人物の見解だと、煙幕を張るのかもしれないが…。

キルケゴール自身がなにか楽器が弾けたとか、歌が上手だったとかいう伝記的報告はない。しかし、その著作がきわめて音楽的な文体なのは、多くの人々が指摘するところである。流れるような文章の中で、主題がさまざまに変容されて展開し、それは読者の理性に訴えるというよりは、むしろ感性により強く訴えてくる。このような音楽的文体の思想家には、他にはロシアの亡命哲学者のニコライ・ベルジャエフがいるぐらいだ。

「野の百合と空の鳥」についての講話

キルケゴールの数多い著作の中で、一般に「建德的講話」と呼ばれる教化的なキリスト教講話群がある。彼はこれらをすべて実名で刊行している。キリスト教の教えの真髄を読者に直接語りかけて説くという直接伝達の性格も与って、とりわけ最も音楽的な文体であるのが、これら教化的講話群である。

キリスト教講話だからといって敬遠する向きもあるが、先入観無しに読むことを、私はぜひお奨めしたい。それぞれにきわめて感銘深い講話ばかりであり、なかでも白眉は、「野の百合と空の鳥」に関する一連の講話である。これらはいずれも、マタイ伝福音書の「山上の説教」中の聖句(第6章24～35)を踏まえたものだ。1847年の「野の百合と空の鳥から何を学ぶか」、1848年「異邦人の思い煩い」、1849年「野の百合と空の鳥」と、3つの講話が連続して刊行されている。

聖句によれば、野の中にあつて自ら美しく装っているのが百合の本来の姿、空の下で自由に飛び回るのが鳥の本来の姿である。彼らこそ、思い煩う人間にとって偉大な沈黙の教師である。最も高い完成度を持ち、最も深い宗教性が感じられるのは、1849年の講話であり、キルケゴールの『野の百合と空の鳥』と言えば通常これを指す。しかし、上記3つの講話の中で、最も豊かな文学的な香気が感じられるのは1847年の「野の百合

と空の鳥から何を学ぶか」である。この講話では、人間であることに満足することの大切さ、人間とは素晴らしい存在であること、そして人間に約束されている幸せという、3つの主題に分けて話が説き起こされている。

アンデルセンを思わせる童話

このうち、「人間であることに満足することの大切さ」という最初の主題について、キルケゴールはちょっとした童話めいた挿話を講話の中に挟んでいる。

それは、あでやかな王冠百合に憧れる一本の百合、餌を与えられている家鳩を羨む一羽の山鳩の話である。彼らはいずれも自らに満足せず、自他を比較することによって身を滅ぼしてしまふ人間の喩えとして登場する。この百合は小鳥に唆されて、多くの自分の同類たちが咲き乱れている場所に行きたいと願った。そこで、嘴で根から抜いてもらい、翼の上に乗って、その場所に連れていってもらおうとする。そこに行けば自分も王冠百合になれるのだ。しかし、百合は運ばれている途中で萎れて死んでしまう。その山鳩は、家鳩の境遇を羨ましく思い、農夫の庭にある鳩舎の中に翔けこんでいった。こうすれば自分も毎日餌を与えてもらえるのだ。しかし、山鳩は目敏い農夫に見つかり、彼だけ別の小さな箱に移されて翌日殺されてしまう。彼らはどうして今自分が置かれた野原、空の下で過ごそうとしなかったのか。人間も同じことである。我々はみな神の被造物であり、我々を養い得るのは神だけなのである。それゆえ、明日のことを思い煩うことなく、神の許で今日与えられたこの一日を生きなさい、と。

このときの百合や山鳩の描き方は、アンデルセンの童話を彷彿とさせるものがある。キルケゴールは彼の童話を読んでおり、それに触発されて自分も童話ふう描こうとしたのかもしれない。両者は同時代人であった。アンデルセンは小説家として有名になりたかったが、結果として有名になったのは童話作家としてであった。キルケゴールも小説や詩を書こうとした時期があったが、彼の文才は結果的に教化的講話の中で発揮されたのであった。

幸せは現在に生きること

人間にとって本当の幸せとは、自らが神の許で現代的にあることに尽きる。「野の百合と空の鳥」の一連の講話が目指す結論はこれなのである。まだ来ない明日の労苦を今日思う煩う必要はない。それは無益であり、不幸なことである。逆に言えば、人間的にどんなに苦しい時や死に瀕した時であっても、自らが神の許で現代的にあるとすれば、その人は幸せなのである。この幸せ観は、とりわけ未来への思い煩いに満ちた現代人に新鮮な感動と深い教訓を与えてくれる。キルケゴールの講話は、こうして幸福論として読むことができるのである。

バッハは死の床にあつて、まもなく天国の音楽が聴けることを楽しみにしていた。彼はその時すでに天国に、神の許にいたのである。そして、この世に別れを告げて本当に天国に来たとき、彼はどんな音楽を聴いたのだろうか。もしかしたらそれは彼自身の曲だったのかもしれない。

前回、医療国際ジャーナル紙 (*Journal International de Médecine*) のビデオから、病院内におけるライシテの概略を見たが、今回はフランス病院連合 (Fédération Hospitalière de France) が2015年6月に出した報告書やライシテ監視機構 (Observatoire de la laïcité) のガイドブックをもとに、もう少し医療現場について考えてみたい。

フランス病院連合の報告書のねらいは、ライシテの原則が病院で上手に適用されているのか、その適用において現場で問題が起っていないか、あるいはその重要性がきちんと理解されているかなどといった、シンプルであるが実用的な課題を明確にすることである。

1,200の医療機関に出したアンケートのうち、回答があったのは172である。わずか15%弱の回答率であるが、指標として事足りると判断されている。

最初の質問は、規則で定められた対策が施設内で適用されているかを問うものである。まず、ライシテ憲章の貼り出しについては、32%がしていると回答。ライシテの相談員を置いているかとの問いには22.1%が、職員のライシテ研修実施は11%が、多宗教対応祈祷所の設置は61%が肯定的に回答している。規則で定められているとはいえ、現場では実践できていない対策もあるという結果が出ている。特に研修会の実施率が低いが、医療という多忙な職に携わりつつ各宗教の理解を深めるための勉強会を設ける余裕がないのもやむを得ない気がする。

施設内でライシテに関係する問題があったかとの問いには、利用者との間で問題があったと答えたのは32%、職員との間で問題があったのは20%となっている。しかしながら、これらはあくまで個人的な問題であり、一般的に相対化できる問題ではないと補足している。

具体的には、利用者との問題の場合、食事に関する要求、信仰実践や葬礼についての認識不足、女性職員による手当での要求、共用スペースや二人部屋でのお祈り行為、特別な祈祷所の要求、祈祷所改装の要求、クリスマスクレッシュ (キリスト生誕像群)、布教行為などが挙げられる。

例えばライシテ監視機構のガイドブックはクリスマスツリーの院内設置に関して、ツリーはすでに宗教性が失われているので、ホールのような人目に付くところにおいても問題ないとしている。しかし、クリスマスクレッシュは宗教表現とみなされるものであり、1905年法で例外として認められている文化的特別展示という位置づけができるかどうかのポイントとなるという。最終的には地域性も考慮して判事が判断することになるようだ。

職員との間で起こった問題については、十字架やスカーフの着用と、それらを外すことの拒否、祝祭日や宗教行事にあたる時期の待遇の難しさなどが挙げられている。

他にも宗教的な理由から女性との握手を拒んだり、あるいは女性上司の指示に従わないといった事例もあるという。

ライシテとは、それが公の場であれ、私的な場であれ、信じることと信じないことの自由を保障するものである。とはいえ、公共の場で宗教表現を行うことに限界はある。国家の安全保障や公共秩序、慣習、そして病院のような公共サービスを尊重す

る範囲内でのみ認められる。

そして報告書は、フランスは宗教を全て認めているわけではないという点を付け加えている。国家つまり政府が対話を行う宗教は6つあり、カトリック、フランスプロテスタント連合 (Fédération protestante de France)、フランス正教司教会 (Assemblée des évêques orthodoxes de France)、パリイスラエル長老会議 (Consistoire israélite de Paris、ユダヤ教)、フランスイスラム評議会 (Conseil français du culte musulman)、フランス仏教連合 (Union bouddhiste de France) である。報告書の欄外に付記程度であるが Miviludes (セクト的逸脱行為関係省庁警戒対策本部) の参照がある。これはカルトに対する警鐘を鳴らしていると同時に、実際にカルトが問題を起こしていることをほのめかしているようにも見える。

天理教では、病院でおさづけを取り次ぐことも多い。洗米の御供を飲んだり、病人に飲ませたりもする。また御霊遷し^{みたまうつ}といった死後の葬礼儀式もある。それらはライシテの原則に従えばフランスでも問題なく尊重されるだろう。しかしながら、社会を揺るがすほどの大きな衝突は少ないとしても、フランスの医療現場には宗教的にデリケートな問題は数多く存在する。さまざまな民族、人種、伝統を広く深く抱えるフランス社会では、それぞれの主張がぶつかりあうことも多い。そしてそれらはユダヤ教の安息日やキリスト教の聖週間、イスラム教のラマダンといった信仰形態のみならず、慣習や伝統と相俟って複雑な様相を呈している。つまり紋切り型の解釈や対応が通用するとは限らないがゆえに、病院と患者を仲介し、対話によって相互理解をたすけるライシテ相談員や施設付き司祭 (aumônier) が必要になってくるのだろう。そう考えると、ある一つの行為に対する解釈の仕方も時と場合に応じて多様性を帯びる可能性がある。翻って天理教に話を戻すと、フランスの人たちが圧倒的少数派で認知度の低い天理教の宗教実践を理解しようとする場合、その教えや伝統を一から学ぶよりも、一個人の行為そのものを現場の事情に合わせて多種多様に解釈していこう。したがって、天理教の信仰者には日本で培った感覚だけにたよらず、ライシテについて十分な知識を持った信仰が求められるだろう。

今回はイザベル・レヴィという作家が書いた病院と宗教についての書物から、具体的な事例を見ていきたいと思う。

[参考文献]

Fédération Hospitalière de France, La laïcité dans les établissements publics de santé et médico-sociaux - Rapport de la Commission des Usagers, Version 30 juin 2015 (<https://www.fhf.fr/Actualite/A-la-Une/Guide-Laicite-et-gestion-du-fait-religieux-dans-les-etablissements-publics-de-sante>)

Espace Ethique Azuréen, La Lettre Hors série No7 - La laïcité dans les établissements de soins, mai 2016 (<https://www.espace-ethique-azureen.fr/wp-content/uploads/2018/06/Hors-s%C3%A9rie-7-Espace-%C3%89thique-Azur%C3%A9en.pdf>)

Observatoire de la laïcité, Laïcité et gestion du fait religieux dans les établissements publics de santé, 23 février 2016 (<https://www.gouvernement.fr/guide-laicite-et-gestion-du-fait-religieux-dans-les-etablissements-publics-de-sante-3855>)

<http://islamlaique.canalblog.com/archives/2007/01/28/3834639.html>

<https://www.cmm.asso.fr/a-lire-menaces-religieuses-sur-l-8217-hopital>

向ヶ丘弥生町の地名

JR 東日本のお茶の水駅を降りて、神田川（旧外堀）にかかる聖橋を渡り、少し進むと右手の森の中に見えるのが湯島聖堂だ。この建物は、もとは、元禄3年（1690年）、5代将軍徳川綱吉が建てた孔子廟を後に幕府直轄の昌平坂学問所（昌平黌）とした歴史があり、「日本の学校教育発祥の地」ともされる。明治4年（1871年）に閉鎖されるが、翌年には、旧薩摩藩士の町田久成（文部省博物局）が音頭をとった日本最初の博覧会＝湯島聖堂博覧会が開催されて、東京国立博物館の始まりとなる。

関東大震災後に再建されたその建物を眺め、交差点を左に曲がって、緩やかな登り坂となった本郷通り（旧中山道）を道なりにしばらく進んだ一帯が、東京大学本郷キャンパスで、道路の右手に有名な赤門がある。この赤門は、よく知られているように、旧加賀藩主前田家上屋敷の御守殿門で、1827年、第12代藩主前田斉泰が第11代将軍徳川家斉の21女、溶姫を迎える際に作られたものだ。赤門の前を通り過ぎ、本郷弥生の交差点を右に折れると、今度は緩やかな下り坂の言問通りが根津方面へと続く。お茶の水から東大本郷キャンパスにかけての周辺は、北側から舌状に延びだした台地になっていて、この本郷台地を東側に降りたところにある不忍池周辺は逆に川沿いの低地となり、さらにその東側には別の高台、上野台地が広がっている。もともと、このような地形だったのだ。

さて、本郷弥生の交差点から東に向かう言問通りの両側は、東大キャンパスの文教施設が建ち並ぶが、下り坂を少し歩くと、住宅地が広がる景観が変わる。このあたりは台地の縁辺部で、昭和40年までは、「向ヶ丘弥生町」（むこうがおかやよいちょう）と呼ばれていた。言問通り東側の東大農学部を合わせた周囲一帯は、元和年間（1618～24）の頃から、御三家水戸藩の屋敷だった場所だったのが、明治2年（1869年）、前田家・水戸徳川家の屋敷地とともに新政府に収公されて大学用地となり、明治5年（1872年）に周辺に町屋が開かれた。文政11年（1828年）3月（弥生）、水戸家9代斉昭侯が、「名にしおふ春に向ふが岡なれば世にたぐひなきはなの影かな」と、同地の景色を歌に詠み、その歌碑が屋敷地内に建てられていた。「向ヶ丘弥生町」の地名は、その歌碑に由来するのだ。

根津の低地へと向かう言問通りの道沿いに、ひっそりと一つの石碑が建てられている（写真）。この石碑は、昭和61年（1986年）、地域の有史によって建てられたもので、表面には、「弥生式土器発見ゆかりの地」の文字が表面に大きく刻まれている。石碑



「弥生式土器発見ゆかりの地」石碑

の裏面に刻まれた建碑のことは、約100年前に同地で発見された土器が「弥生式」と名付けられ、弥生時代という時代の名称の由来となったことを顕彰するとともに、行政的

な地名が「弥生二丁目」と変わりながらも、町会は歴史的な「向ヶ丘弥生町」の地名を継承していることを誇らしく説明している。

弥生式土器の発見

明治17年（1884年）、帝国大学予備門の学生だった有坂鉛蔵は、大学の隣接地、根津の谷に面した貝塚から、赤焼きの壺を発見し、翌日、帝国大学理科大学の学生だった坪井正五郎、白井光太郎の両氏とともに現地を確認する。壺を預かった坪井氏は、明治20年（1887年）、その発見を学会に報告するが（『帝国大学の隣地に貝塚に跟跡有り』『東洋文藝雑誌』91）、その際には、土器の名称は与えられなかった。エドワード・モースが大森貝塚を発掘したのが明治10年（1877年）のことだから、ちょうどその10年後のこととなる。その後、大学の人類学教室内の会話では、「弥生式」の呼称が用いられていたものの、その名称が初めて活字に現れるのは、明治35年（1902年）になってからだ。在野の研究者だった蒔田鎗次郎が、田端から駒込へと抜ける現・山手線の工事で切り崩された切通しの調査で採集した土器とともに、自宅内のごみ捨て穴から発見した土器群を合わせて検討した論文で、初めて「弥生式土器」の名称が用いられ（『弥生式土器（貝塚土器ニ似テ薄手ノモノ）発見ニ付テ』『東京人類学雑誌』122）、それ以降、弥生式土器の名称が学術用語として定着していくことになる。しかし、その土器が用いられた時代や文化についての研究が進むのは、もう少しの時間が必要だった。

モースが発掘した大森貝塚の報告書では、出土遺物が網羅的に記述・図示されるとともに、食人の風習が存在したことが主張された。「食人説」を受け入れた明治の人々は、野蛮な風習をもつ貝塚時代の人々は、自らの直接の先祖ではなく、先住民だったのではないかということで、アイヌ説やプレ・アイヌ説、コロボックル説などが唱えられた。一方、高塚（古墳）を残した人々は、「大和民族」の直接の先祖にあたると考えられた。これに対して、明治40年（1907年）、坪井正五郎門下の八木奨三郎が、日本の先史時代を研究していたスコットランド出身の医師、ニール・マンローとともに、「弥生式土器」を中間土器と呼び、石器時代と古墳時代の土器の中間に入る性質をもつと考えた。ここまで来ると、「弥生式土器」を残した人々の文化やその起源が関心事となるのは当然の流れになってくる。

最初の「弥生式土器」が発見された場所は、その後、宅地化が進むなかでよくわからなくなっていたが、昭和49年（1974年）、東京大学構内の旧浅野地区の発掘調査によって、二条の溝と貝層、弥生式土器等が検出されたことで、集落遺跡の様相が断片的ながらも把握されるようになった。昭和51年（1976年）には、都心部における弥生時代の数少ない貝塚を伴う遺跡として、重要性が評価され、「弥生二丁目遺跡」として国の史跡に指定された。また、さらにその後、周辺で集落に伴う方形周溝墓群なども発見され、集落構造の解明が進んでいる。しかし、最初の弥生式土器の発見地そのものは正確な場所を特定するには至っていない。石碑が建つ言問通りの坂を下り、地下鉄根津駅の交差点で不忍通りを右に曲がると、ほどなくして不忍池、上野公園の入り口が眼前に現れる。遠い過去には、このあたりまで海が入り込んでいたのだ。

第2講：70「麦かち」

この逸話の収録について

『逸話篇』にある逸話の多くは、昭和6年（1931）に教義及史料集成部の編纂による『おやさまのおもかげ』（上巻）に出ている。この本は上巻のみ刊行されており、昭和44年（1969）に増補されて刊行された。ここには全部で35の逸話があるが、「麦かち」の話は含まれていない。一方、『逸話篇』は、昭和49年（1974）から昭和51年（1976）にかけて4冊本で刊行された。この第1集の中の第19話として、初めて「麦かち」の話が収録されている（4冊本の『逸話篇』は時代順に編集されて1巻に纏められて昭和52年〔1977〕に刊行され、「麦かち」の話は第70話とされた）。とすれば、この逸話は、昭和44年～49年の5年間に、何らかの「原テキスト」を元にして編集・収録されていることが分かる。

逸話の分類法—第1段階

私は、2つの段階で『逸話篇』の分類を試みた。まず、第1段階として、「たすけ（救済）」と「奇跡」との関わりによる分類法がある。それによれば、逸話の内容を次のように4種類に分類することができる。

- (A) たすけに関する逸話
- (B) 奇跡に関する逸話
- (C) たすけと奇跡両方に関する逸話
- (D) とくにたすけや奇跡とは関係ない逸話

「麦かち」の逸話は、とくに誰かをおたすけしたという話ではない。教祖が人とは違うなにか別格な力を示したものと理解すれば、「麦かち」は(B)奇跡に関する逸話だということができる。時期は明治12、13年頃、ここに登場する高井直吉は18歳頃、宮森与三郎は22歳頃で、まさに若者として体力の盛りにあった。そのような若者と一緒に「八十を越えられたとは思えぬ元気で仕事をなさる」教祖の姿に、きっと人々は目を見張っていたことだろう。

逸話の分類法—第2段階

奇跡に関する逸話として有名なのが、「力くらべ」の逸話である。「力くらべ」に関する逸話はいろいろと伝わっているが、『逸話編』ではいずれも教祖が80歳を過ぎてからのものばかりであることに気が付く。全部で9つある「力くらべ」の逸話の内、最初のは明治12年だから教祖82歳、最後のは明治19年なので、じつに教祖89歳の御年になる。またこれらの中で、教祖の教え・論しがついている逸話が7つあり（75「これが天理や」、118「神の方には」、131「神の方には」、152「倍の力」、174「そっちで力をゆるめたら」）、ついていない逸話が2つある。

ここに、第2段階としての逸話の分類法を見出すことができる。それによれば、逸話の内容は次のように2種類に分類される。

- (a) 教祖の教え・論しがついているもの
 - (b) 教祖の教え・論しがついていないもの
- 教祖が何もおっしゃっていない逸話があっても、何の理由も

無しに「力くらべ」をされるはずがないので、おそらく元々は教え・論しがあり、それが何らかの理由で脱落した可能性がある。その教え・論しの内容は、他の「力くらべ」の話と重なるものだったと想像できる。

「麦かち」の逸話の分類は

この2段階の分類法を組み合わせれば、70「麦かち」の逸話は、「(B)奇跡に関する逸話で、(b)教祖の教え・論しがついているもの」となる。

柄杓を使う麦かちの作業は重労働である。このことに対して、教祖自らは特段何もおっしゃっていない。農作業の最中ということでもあり、実際のところ本当に何もおっしゃらなかったかもしれない。

しかし、教祖が若い衆と一緒に元気に作業をして、「八十を越えられたとは思えぬ元気で仕事をなさる」姿を見れば、その場に居合わせた者はだれもが強いインパクトを受けたはずである。ご高齢になっても、教祖が人間業を超えたお働きをされていることに、皆の者は感銘を受けたからである。

それゆえ、「麦かち」の逸話に教祖の教え・論しがついていなくても、その場に居合わせた人々は麦かちをされる教祖のお姿の中に、「力くらべ」の逸話における教え・論しに類する教訓を汲み取っていたと言えるのではないだろうか。

「ひながた」の一解釈として

人間業を超えたお働きとは、別の表現で言えば、神の働き、神でなければできない働きのことである。そして生身の人間がそのような神の働きをすることができるためには、神からエネルギーを得ていなければならない。力くらべの逸話が示唆する人間学は、まさにここにある。

神の力は教祖だからこそ持てたという理解のレベルで止まってしまうと、そこで話は終わってしまう。しかし、人間が自らの力を出せば、神もまたそれ以上の力を加勢してくれる。こう解釈すれば、人間もまた神の働きをなすことができると考えることが可能であろう。

実を言えば、私たちは、すでに神様からエネルギーをもらって日々生かされて生きている。だから、私たちが生きている以上は、神の力がそこに働いているのである。要は、この神の力を、どのように神の思いに即して活かしていくかが問われているのである。

『逸話篇』は、「ひながたの親」としての教祖のお姿を示している。それゆえ、私たちもそこから自分たちのたどるべき「ひながたの道」をそれぞれに見出していくべきである。「麦かち」の逸話に即して言えば、人間はどんなに高齢になっても、神からエネルギーをもらうことで、若い者に負けない活動を行うことができるようになり、またそのような境地を目指していくことが求められる、ということになる。

そしてそこから、天理教から発信できる高齢化社会へのメッセージの手掛かりを得ることができると思うのである。

「碍」の字表記問題再考（1）

はじめに

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、いままた障害者の「害」の字を「碍」で表記すべきという議論が再燃している。「碍」の字表記論争は1981年の国際障害者年以降に始まり、今日まで長年にわたって障害分野の課題となっている。

そもそも、障害者団体が初めて「障害者」の表記を用いたのは1984年に東京で結成された「全国障害者自立生活確立連絡会」である。そこでの表記は「障害者」ではなく、「障碍者」であった。障碍者は「社会の害的な存在」ではなく、逆に「社会の壁」によって生きることに困難を強いられている存在である。その意味で障碍者という表記を用いたのである。

少し前のことになるが、2009年に自民党から民主党政権に変わり、鳩山由紀夫首相はそれまで政府内に設置されていた障害者施策推進本部を廃止し、新たに障がい者制度改革推進会議を内閣府に設置している。そこでは、2006年に採択された国連の障害者権利条約の批准に向けて障害者基本法の改正、障害者自立支援法に代わる新たな法律の制定など国内法の整備の検討が行われた。

その会議のなかで、「法令等における『障害』の表記の在り方に関する検討」が議論されている。会議のメンバーは学識経験者、障害者団体、企業、マスメディア関係者で構成され、その作業チームから提起された表記が「障害」「障碍」「障がい」「チャレンジド」などである。これらの表記の発端となった「碍」の字問題について再考してみたい。

常用漢字表

2018年4月30日、衆議院文部科学委員会が障害者の「害」の字が持つ否定的なイメージを払拭するために別の表記を検討することを政府に求め、決議を採択している。また、参議院文教科学委員会も「碍」の常用漢字化の検討を求める決議を採択している。この背景には、東京パラリンピックの開催を契機に障害者施策の課題を少しでも前向きに解決したいという関係者の願いが込められている。

こうした流れを受け、2018年9月26日には日本障害者協議会が文部科学大臣宛に『碍』の常用漢字化についての要望』を提出している。その要旨は、重要なのはその言葉が伝える意味・概念であり、障害者権利条約の障害の理解を伝える表記が望ましい。表記問題の出発点は、「害虫・害悪の害と呼ばれたくない。」「私は世の中に迷惑な存在ではない。」という障害者の声からであることを踏まえ、「碍」を常用漢字に追加することを要望するというものである。

常用漢字とは、わが国の法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安として政府より示された日本語の漢字を意味する。わが国で最初に常用漢字表が発表されたのは1923年で漢字1,962字とその略字154字であった。その後、1931年、1942年、1946年、1981年、そして2010年にそれぞれ改訂されてきた。2010年の改訂で新たに追加されたのは196字、削除は5字である。この常用漢字表をめぐり、当時の状況を振り返ってみたい。

2012年5月29日の衆議院第180回国会において公明党議員より、漢字「碍」の常用漢字への追加に関する質問主意書が野田佳彦内閣総理大臣宛に提出されている。その内容については次の通りである。

二十九年ぶりに常用漢字表の改訂が行われ、新しい常用漢字が文化審議会の答申を受けて「鬱」「賂」「淫」など百九十六字の漢字

が追加された。文化審議会漢字小委員会がまとめた改訂思案に対する意見募集では、第一次、第二次の試案、いずれにおいても「碍」の追加要望が数多く寄せられ、内閣告示の約三ヶ月前に行われた、障がい者制度改革推進会議の『障害』の表記に関する作業チームが行った意見募集では、「障碍」と「障害」を支持する意見が、ともに約四割だった。それにもかかわらず、「碍」は新しい常用漢字として追加されなかった。「害」には否定的印象が強いとして、自治体においては条例や部署名等に「障がい」を使用する例が各地で見受けられる。一方で、「碍」が常用漢字化されれば、それを使用する方向で検討するといった自治体もある。ただし、「碍」は常用漢字表にはない文字であり、現段階では検討することさえできない。まずは「碍」を常用漢字に加え、「障がい」等と同じ条件で標記の検討が行われるようにすべきであると考え。この表記をめぐる議論では、「表記だけ変えても仕方ない」「差別や偏見を取り除くことが先決」とする見方がある一方、「言葉を換えると意識や社会のシステムが変わる」「『害』を不快に思う人がわずかでもいるなら配慮すべき」といった意見もある。

また、我が国は障害者権利条約の批准に向けた準備をしているところであるが、「この条約の外務省の仮訳は『障害』を使用しているが、漢字圏では『障碍』が一般的である」との指摘もある。

こうした事実を踏まえ、以下質問する。

- 一 常用漢字選定の基準を示されたい。
- 二 現行の常用漢字はすべて「一」の基準を充たしていると考えるか。
- 三 「碍」を新常用漢字表に加えなかった理由は何か。
- 四 中国、韓国等、漢字圏においては、我が国が法律等で表記する「障害者」と同様の使用例はあるか。
- 五 内閣として「碍」を常用漢字表へ追加する意向はあるか。
- 六 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための第二次意見」では「障害」の表記の「今後の取組」として「今後、さらに推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある」「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである」としているが、第二次意見がまとめられた平成二十二年十二月から現在までの約一年半の間、推進会議で「検討」「意見集約」が行われた事実はあるか。また、国は推進会議の実質的な後継組織である障害者政策委員会に「検討」「意見集約」を促していく考えはあるか。
- 七 障がい者制度改革推進本部での議論で、「碍」を追加すべきといった結論に至った場合、国は直ちに文化審議会に検討を要請するのか。

2010年の常用漢字表の見直しにあたっては、文化庁の文化審議会では5年3カ月にわたり審議し、障害者団体をはじめとする各方面からヒアリング、意見募集も行っている。その際、常用漢字表に追加希望の上位にあがっていたのが「碍」の字である。しかし、追加はされず保留扱いの結果となったのである。なぜ、保留になったのであろうか。

[参考資料]

杉野昭博『障害学—理論形成と射程』東京大学出版会、2007年。
内閣府『第5回障がい者制度改革推進会議議事録』2010年3月19日。

『ヤスパース 暗黙の倫理学—〈実存倫理〉から〈理性倫理〉へ—』

(中山剛史著 晃洋書房、2019年)

おやさと研究所教授
金子 昭 Akira Kaneko

ヤスパース Karl Jaspers (1883-1969) は、ハイデガーと並ぶ20世紀ドイツの代表的な哲学者である。著者の中山剛史・玉川大学教授は日本ヤスパース協会の理事長を務め、我が国におけるヤスパース研究の第一人者である。本書は2016年度の博士学位論文(早稲田大学)が元になっているが、そこから分かるように著者の長年の研究の成果が遺憾なく発揮された力作である。奇しくもヤスパース没後50周年の今年2019年、ヤスパースの誕生日にあたる2月23日に刊行された。

本書において、中山氏は未公開の遺稿をも引用しつつ、主要全著作を通覧して、前期の〈実存倫理〉から後期の〈理性倫理〉への展開を詳細に追跡し、検討している。ヤスパースの遺稿には、2巻合わせて1236頁もある『偉大な哲学者たち』(遺稿1・2)など刊行されたものもあるが、未公開のものも少なくない。中山氏はマールバッハのドイツ文献史料館に赴いて、実際に未公開遺稿の中から倫理学に関するものを幾つか発見し、これを本書の論述の補強をなす重要な文献として使用している。さらにまた、ヤスパースの最晩年の助手を務めたハンス・ザーナーとも何度か面談を重ねて、ヤスパース哲学について意見交換を行っている(上記『偉大な哲学者たち』はザーナーの編集になる)。そのような徹底した研究姿勢は、本書の読者とりわけ若手の研究者にとっては、大きな学問的刺激となるであろう。

ヤスパースの数多くの公刊著作においては、わずかに主著『哲学』第2巻「実存開明」(1932)を除けば、倫理学について正面から論じたものがとくに見当たらないため、たしかに狭義の意味では、彼の思想が哲学的倫理学であるとは言い難い。しかし、彼の哲学的営み全体を貫くエートスはまさに倫理的なものである。例えば、戦争責任の問題を取り上げた『責罪論』(1946)や世界平和について論じた『原子爆弾と人間の未来』(1958)などに、現実問題に関わろうとする彼の強い倫理的・実践的姿勢が窺われる。中山氏はそうした倫理的エートスを「暗黙の倫理学」と見做し、主要全著作をその観点から読み解いていく。その分析視角は鋭く、また的確なものである。

ヤスパースが拠って立つ実存哲学は、人間一人ひとりの無制約性や歴史の一回性を強調してやまないものである。それはどんなに時代状況が変化しようと、人間が人間である限り常に求められるべき精神的な境位について扱う。しかし、実存哲学は一步間違えると、独善的な「狂信的な真理のパトス」に陥りかねない。ヤスパースはこうした危うさをキルケゴールやニーチェに見て取る。

これに対して、ヤスパースは「開かれた真理探究のエートス」を対置する。このエートスこそが、〈実存倫理〉の深さから〈理性倫理〉の広さへと橋渡しする当のものである。そしてそれが、彼の哲学の根底にあって、終始一貫した〈訴えかけの倫理〉として展開しているのである。このように理解すれば、まさにヤスパース哲学とは「暗黙の倫理学」という形で、勝義の意味で哲学的倫理学と言うべき性格を有するも

のとなるのである。

〈実存倫理〉の問題領域においては、すでに〈理性倫理〉へと展開する契機が存在していた。それが、交わり Kommunikation の内で真理をあらわにする〈交わりの倫理〉という視点である。交わりは、彼の哲学の鍵概念の一つであるが、これは開かれた関係を求めるという点で理性と不可分のものである。交わり

と理性という両モチーフは、ヤスパース哲学における健全な精神のありようを示すものであり、彼の著作を読む者はだれもが自分の視界が広まるのを感じるであろう。

〈交わりの倫理〉は、現代倫理学においても注目すべき視座を提供してくれる。中山氏はこの倫理を、普遍的な規範や法則に従うカント的な〈法則倫理〉と対立させて論じているが(166頁以下)、今日の臨床倫理の文脈で考えたとき、〈法則倫理〉がいわゆる正義の倫理としてあるとすれば、〈交わりの倫理〉はケアの倫理として再定位することができるのではないだろうか。ケアの倫理は対人援助の倫理として看護学や社会福祉の場面で論じられることが多い。〈交わりの倫理〉は、ケアの倫理が通常そうするように責任や共感ばかりを強調するのではない。それは、「愛しながらの闘い」という契機を導入することによって、ケアの倫理をより一層新たな展開へともたらすことができるように思われる。

本書は全5章からなり、それぞれに意義のある内容を持つが、特筆すべきは、後期ヤスパースの哲学的倫理学の可能性について論じた第5章「補論—包括者論と哲学的倫理学」である。包括者 das Umgreifende とは、彼の後期思想においては存在そのもの、本来的な存在、存在の根拠の別名であり、一言で言えば〈主観—客観—分裂〉を超え包む一なる存在を言表しようとするものである(241頁)。この包括者論 Periechontologie においては、存在及び人間の多次元性、真理と倫理の多次元性が提示される。もしヤスパースが「書かれることのなかった倫理学」を書いたとしたら、まさにこの包括者論に基いてそれを展開したであろうと、ザーナーは述べたのだ。彼のそうした指摘を踏まえ、中山氏は第5章の総括として、包括的な哲学的倫理学の再構築について論じている。

本書を通じて中山氏が訴えようとしたのは、ヤスパース哲学、ひいては実存哲学を今日的視点から再発見し、新たに組み直すべきだということである。最近、全50巻からなる批判校訂版のヤスパース全集の刊行も始まった。本書は、我が国におけるヤスパース研究を牽引していく最重要な研究書の一つとなるであろう。



『すべては救済のために』

(デニ・ムクウェゲ著、加藤かおり訳、あすなる書房、2019年)

おやさと研究所教授
森 洋明 Yomei Mori

医師である著者は、コンゴ民主共和国東部で性暴力の被害女性を助ける活動を続け、昨年ノーベル平和賞を受賞した。本書はそのデニ・ムクウェゲ氏のこれまでの歩みを綴った自伝である。

彼が働く地域では、政府軍や反政府軍、その他さまざまな反乱軍が豊富なレアメタルを資金源に活動をしていて、「世界で最も危険な場所」と言われている。本書のプロローグでも、医師の自宅が突然侵入者に襲われ、命の危険にさらされたエピソードから始まっている。しかもそれは、国連軍のベースキャンプからわずか50mしか離れていない場所での出来事である。それでもこの地域では治安は決して保障されない。「世の中に侵されることのない聖域も、悪から完全に守られている場所もない」と、病院ですら襲撃されることを体験した彼は実感する。

その病院には連日のように、性暴力の被害を受けた女性が運ばれてくる。医師は「女性の身体を可能な限りもとに戻す」ことを使命とし、さまざまな脅しに屈することなく、時には命の危険も顧みず治療を続けるのである。治療に際しては「患者からの話は耳に入れない」ようにしている。なぜなら、その話があまりにも悲惨で冷静にいらなくなるからである。確かに本書のなかで書かれている性暴力の事例だけからでも「人はどうしてそこまで残酷になれるのか？」という気持ちになり、怒りと絶望が交差する。数の多さだけでなく、その暴力性や残虐性は、単なる「性暴力」という域をはるかに超えている。医師が訴えるように、この地域ではその性暴力自体が「武器」であり「テロリズム」となっている。そうした蛮行の背景として「村々を破壊、蹂躪するのに戦車や爆撃機は必要ない。女性をレイプするだけでいい。それによって生み出されるダメージは通常の戦闘によるものに劣らない」からだと言及する。

また本書は、この『グローバル天理』でも触れた(2019年3号～5号)コンゴ民主共和国の150年間の「暴力」の歴史が、現地からの視点で描かれている。レオポルド2世の専政から1960年の植民地独立前後の混乱。国民的英雄ルンバの暗殺事件やそれに続く「コンゴ動乱」。そこから台頭するモブツ大統領やその独裁制を支援した欧米諸国。経済発展を遂げるコンゴの「黄金期」の一方で、私服を肥やし続ける大統領の実態。モブツが進めた国のザイル化(アフリカ文化の復興)では、医師自身もデニという名からムケンゲレに改名した。90年代からの反政府の動きに加え、隣国のルワンダ大虐殺の影響など、今日にまで続くさまざまな暴力が繰り返された一国の歴史が、実際にそれを生き続けてきた生の証言として語られている。

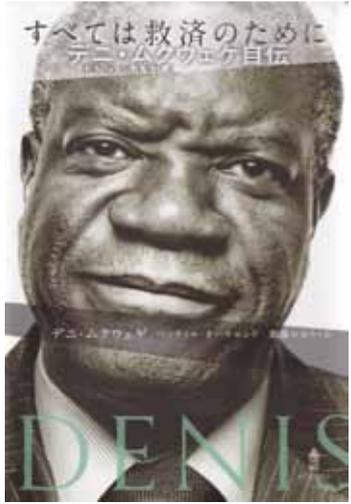
そうしたなかでの生活は、常に生と死が隣り合わせにあると言えるだろう。プロローグのエピソードだけでなく、彼のこれまでの歩みは「奇跡」の連続だった。出生直後すでに一度消えかけた彼の命は、その後の人生のさまざまな局面で救われていく。銃弾が飛び交う中の車での疾走や逮捕状が出され拘束される直前の逃走、反政府軍に占領される寸前での空港の脱出劇。命が救われるたびに、彼自身は自らの天命を自覚し、そのことが女性の救済という現在の活動につながっている。

医師としてフランスに留学するが、その生活が終わりに近づいたころ、夫婦でそれからの人生設計について話し合う。妻は

子どもたちの学校のことを考慮し、フランスに残ることを希望する。彼は医師としてそのままフランスで働き続けることができた。しかもその給与は、祖国で働く場合の100倍にもなる。「余裕のある豊かな暮らしを送れるのは間違いなかった」のである。しかし、それでも話し合いを重ね、家族全員で帰国することを選択する。さまざまな場面で命が救われ、偶然が重なって医師になれたということから、彼は「明白なサイン」を感じ取っていたのである。それは彼にとって「最初に決めたことを最後までやり抜け」というメッセージだったのだ。そこには少年期に、牧師であった父親から受けたさまざまな教訓が生きていたのかもしれない。

そもそも彼が医療活動を志すようになったのは、スウェーデンのペンテコステ派宣教師とノルウェー人修道女が共同経営する学校に通ったことに拠る。植民地時代におけるキリスト教の伝道では、学校と病院の設立がしばしばセットになっていた。「未開人の文明化」の名の下、アフリカではキリスト教化が進んでいった。その歴史は、力を背景とした一方的な伝道と読み解くこともできるだろう。しかしその一方で、現場で関わってきた者は、さまざまな危険と隣り合わせのなか、教育や医療に従事してきたのも事実であろう。著者が医療活動をしているコンゴ東部の病院もそうした歴史の流れのなかにあり、彼自身も何度も教会からの支援によって助けられている。そして現在、アフリカの奥地でこうした支援活動が続けられていることで、傷ついた多くの女性が助けられている。アフリカにおける伝道宗教の活動のあり方についても示唆するところが感じられる。

ちなみに、今年5月に開催された日本アフリカ学会の年次大会で、「ムクウェゲ医師のノーベル平和賞受賞：国際社会の責任を問い直す」というフォーラムが開催された。平和賞受賞の演説のなかで医師は、国際人道法上の違反行為をまとめた報告書が議論されていないことを糾弾したが、フォーラムではその原因の検証、また、鉱物の取引規制・紛争・性



『Dépêche de Brazza』の記事暴力の結び付きなどについて話し合われた。学会の会場の一角では本書の特設コーナーが設けられた。そしてコンゴ共和国で唯一の日刊紙である『Dépêche de Brazza』は、このニュースを取り上げた『毎日新聞』の記事を紹介した。現地でも関心が高いことが窺えるが、医師の祖国であるコンゴ民主共和国は、彼が2006年に行った国連での演説を欠席した加盟国で唯一の国であり、現大統領は東部の暴力には無関心だと医師は訴える。

第 320 回研究報告会（3月 27 日）
「おさしづ」における「道」の用例の分布

澤井治郎

「天理教」の信仰者同士が会話をする際、伝統的に、自身が信仰しているものを指して「お道」という言葉が用いられてきた。『天理教事典 第三版』では、この「天理教」とは「教祖によって啓示された教え、教え示された祭儀、および、それを信じ行う者によって形成された信仰組織や制度の総体」と説明されているのに対して、「お道」は「教えを聞き実践していく生き方を道を通ることにたとえた言い方である。……天理教ないしは天理教の信仰を指すものとして、この言葉を用いている」とある。前者は、やや外形的な面から説明されているのに対して、後者はその信仰の内実を指すようなものとして捉えられていることが分かる。

三原典のなかで、「天理教」という言葉は「おさしづ」に 2 回でてくる。そのどちらもが、世界(世間)の視点でみたところの「天理教」という含意が込められている。その他、その信仰にもとづく生き方は、やはり「道」という言葉で教示されている。

この研究の根本的な関心は、「教えを聞き実践していく生き方」とはどういうものか、この道はどのように通るべきものなのか、ということを明らかにしたいというものである。そのために、原典に用いられている「道」の用例をとりあげ、その文脈や意味の検討を進めている。今回の発表では、「おさしづ」全体における「道」の用例数の推移を整理した。

その結果、数の上では、明治 21 年と明治 32 年に「道」の用例が多くなっていることが分かった。それは、前者は教会本部設置、後者は一派独立請願運動が本格的に始まる時にあたっており、教会のあり方とからめて、この信仰的生き方を「道」という言葉で説かれることが多かったのではないかと、という仮説を提示した。また、「この道」という用例について推移を調べると、年代が後になるほど用例が増えており、「おさしづ」の 20 年間のなかにも、「道」の用例には展開が見てとれることを明らかにした。

質疑の時間には、用例数の整理の仕方や、数値をどう「おさしづ」解釈に反映させるかなどについて質問や意見を頂戴した。発表者の研究としては、根本的な問題であり、さらによい整理の仕方を模索しつつ、研究を進めたい。

「出前教学講座」申し込み受付

おやさと研究所では、「出前教学講座」についてのご依頼を受け付けております。どのようなことでも、気軽にご相談ください。お待ちしております。

詳細は、担当者佐藤孝則（電話：0743-63-8105、またはメール：tasato@sta.tenri-u.ac.jp）までお問い合わせ下さい。

天理大学おやさと研究所
2019 年度公開教学講座

**信仰に生きる
『逸話篇』に学ぶ（5）**

場所：天理教道友社 6 階ホール
時間：午前 10 時～11 時 30 分
事前予約不要・来聴無料

第 3 回 6 月 25 日（火） 澤井義次
72 話 「救かる身やもの」

第 4 回 9 月 25 日（水） 尾上貴行
58 話 「今日は、河内から」

第 5 回 10 月 25 日（金） 島田勝巳
71 話 「あの雨の中を」

第 6 回 11 月 25 日（月） 堀内みどり
73 話 「大護摩」

『グローバル天理』年間購読のご案内

原則的に新年度は 1 月号からとなっております。購読料については、送料のみの実費負担です。申し込みは、封書、FAX、メールでお願い致します（お電話での申し込みはご遠慮下さい）。毎月の希望冊数と、氏名（フリガナも）、郵便番号、住所、電話、FAX、E-Mail、職業をお知らせ下さい。申し込み受付後に振込み用紙を送付致します。切手・現金でのお支払いはご遠慮くださいますようお願い致します。振込みを確認後、発送させていただきます。

送料（ヤマト運輸メール便）

全国一律、A4（角 2）厚さ 1 cm まで（10 冊まで）
82 円でお届けします。

11 冊以降は 164 円になります。

【例】

毎月 1～10 冊購読 82 円×12 カ月＝ 984 円

毎月 11 冊～購読 164 円×12 カ月＝ 1,968 円

問い合わせ先：

〒 632-8510 奈良県天理市杣之内町 1050

天理大学 おやさと研究所「グローバル天理」編集部

FAX 0743-63-7255

E-Mail: oyaken@sta.tenri-u.ac.jp

グローバル天理

第 20 巻 第 7 号（通巻 235 号）

2019 年（令和元年）7 月 1 日発行

発行者 高見宇造

編集発行 天理大学 おやさと研究所

〒 632-8510 奈良県天理市杣之内町 1050

TEL 0743-63-9080

FAX 0743-63-7255

URL <https://www.tenri-u.ac.jp/oyaken/j-home.htm>

E-mail oyaken@sta.tenri-u.ac.jp

印刷 天理時報社

© Oyasato Institute for the Study of Religion
Tenri University

Printed in Japan